

# 函館商工会議所 新型コロナウイルス対策融資 利子補給制度 ごあんない

新型コロナウイルス関連肺炎の流行により経営に影響を受けている事業者を対象とする、日本政策金融公庫・北海道・函館市の各制度融資の利子1%を、函館商工会議所が1年分補助します

## ◆補助対象者

函館商工会議所会員企業であり、直近年度の年会費を完納していること

(非会員企業の場合は、利子補給申請時に入会申込書提出及び年会費納入を頂くことでご利用頂けます)

## ◆補助金額

元金据置期間を含む返済1～12回目(※)までの支払利子額の利率1%に相当する分(上限10万円)

※ 日本公庫紹介申込分で当初3年間の利子▲0.9%引下げ適用の場合は、4年目の1年間分が本所の利子補給対象

※ 利子補給制度のご利用は、取扱期間中1事業所(1個人)につき1回のみです

※ 融資の目的が設備資金のみの場合は利子補給制度を利用できません

## ◆利子補給制度の取扱期間

期間内に下表の各融資制度に申し込まれた後、本所が令和3年2月28日までに斡旋・推薦した案件

★注)北海道の制度ご利用の場合、利子補給は函館商議所斡旋申込分のみ対象(他の商工会等斡旋分・直接申込分は適用外)

◆利子補給の対象となる融資制度(令和3年1月現在) 下表の他、当初3年間の利子・保証料が国から補給される北海道制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」(金融機関直接申込)、新型コロナ対策マル経(商議所申込)もございます

区分	函館市	北海道	日本政策金融公庫
制度名称	緊急対策資金	①経営環境変化対応貸付【認定企業】 ②新型コロナウイルス感染症緊急貸付	①マル経貸付 ②普通貸付等
融資対象者	新型コロナウイルス関連肺炎の流行により直接的または間接的な影響を受けている、函館市内に事業所を置く中小企業者等	①(1)中小企業信用保険法第2条第5項第4号・5号の規定に基づく「特定中小企業者」の認定を市町村長から受けた中小企業者等 (2)直接的・間接的な影響を受けた事業者で、最近3か月間の売上高が前年同月比で5%以上減少している中小企業者等 ②(1)最近1か月の売上高が前年又は前々年同月と比べ5%以上減少している中小企業者等	①マル経貸付 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)で、商議所による経営指導を受けている税滞納がない事業者 ②普通貸付等 金融公庫の融資要件を満たす事業者
融資限度額	運転 1,000万円 設備 3,000万円	①2億円 ②8,000万円	①2,000万円 ②利用制度により異なります
融資期間(かつこ内は据置期間)	運転 10年以内(2年以内) 設備 15年以内(3年以内)	①10年以内(3年以内) ②1年以内	①運転 7年以内(1年以内) 設備 10年以内(2年以内) ②利用制度により異なります
融資利率(年利率)	運転 1.0%以内 設備 1.0%以内 (10年超は1.4%以内)	①固定金利 1.0% (5年超1.2%) 3年超で変動金利選択の場合は1.0% ②1.0%	※基準金利は毎月更新 ①1.21%(1月現在) ②利用制度により異なります
信用保証	必要により保証協会付	全て保証協会付	—
備考	金融機関の審査が必要です	担保・償還方法は金融機関の定めによります	①無担保無保証人 ②希望に応じ担保保証設定
利子補給対象	令和3年2月28日斡旋申込分まで	①②令和3年2月28日斡旋申込分まで	令和3年2月28日紹介申込分まで
申込・取扱金融機関	函館市内に支店を置く銀行、信用金庫、信用組合、商工中金	道内に支店を置く銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、農林中金(表外) 上記★注参照)	函館商工会議所 (金融公庫に直接申込された場合は利子補給できません)

<<→手続き方法など、ご案内はうら面(または2枚目)に続きます>>

<<→おもて面(または1枚目)から続く>>

## ◆制度融資の申込時に必要な書類

【全ての融資制度に共通】

◎確定申告書・決算書2期分(決算6ヶ月以上経過の場合は最近の試算表)

◎法人の場合は登記事項証明書

◎設備資金併用申込の場合は見積書・契約書等

【必要に応じ】 融資制度を申し込む金融機関(金融公庫融資の場合は商工会議所)にご確認下さい

◎(政策公庫)法人税・事業税・法人住民税の領収書または納税証明書、許認可業種の場合は許認可証、売上減少申告書など

◎(北海道)「特定中小企業者」であることの市町村長の認定書又は調書、ほか融資・保証審査に必要な書類

◎(函館市)被災状況等申告書、納税証明書その他融資審査・保証審査に必要な書類

## ◆利子補給の申請手続きについて

融資実行後、函館商工会議所より(a)の交付申請書を送付しますので(b)(c)と併せてご提出下さい

(a)利子補給交付申請書

(b)金融機関発行の償還表(返済予定表)の写し

(c)(実行時点で商工会議所未加入の場合)入会申込書(会費納入確認後に支給)

※利子補給制度の申込有無は、各融資制度の貸出審査に影響を与えるものではありません

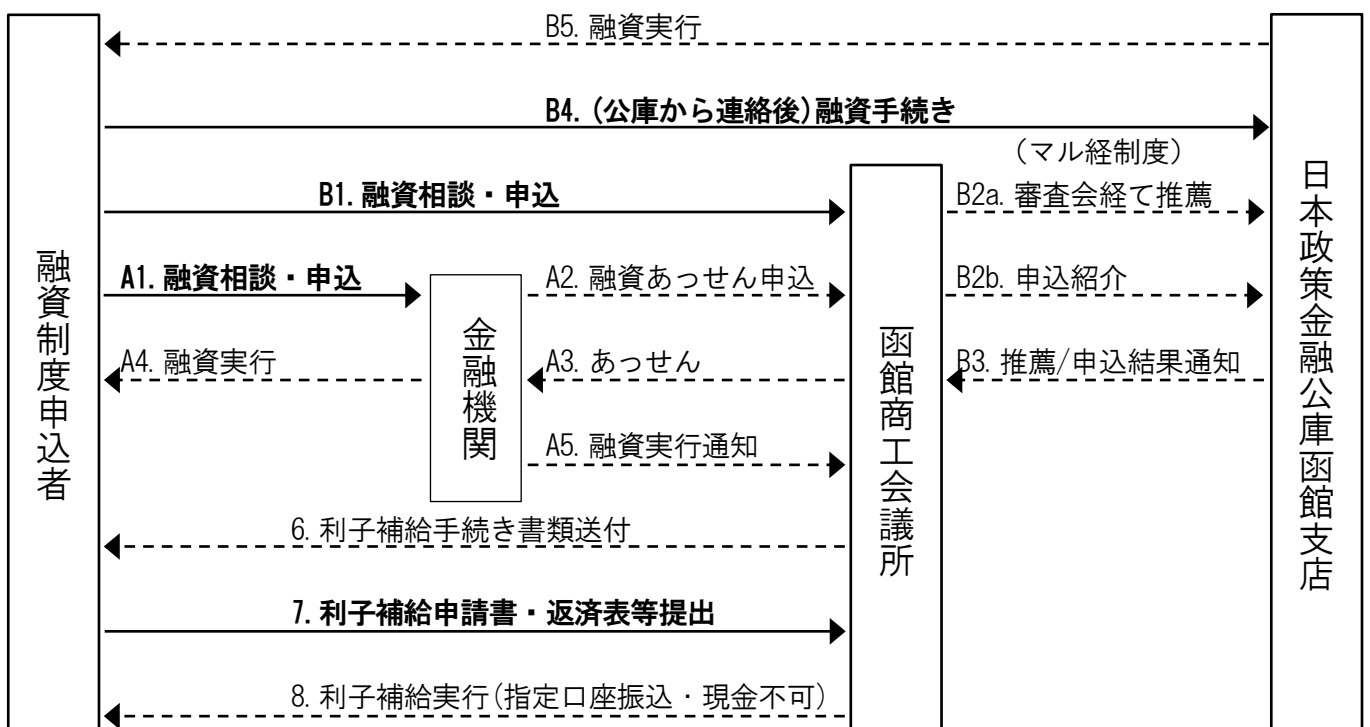
## ◆利子補給制度ご利用の流れ

融資申込者が行う手続きは下記のみです

◎(北海道・函館市融資制度の場合)下図の太字実線A1および7

◎(日本政策金融公庫の場合)下図の太字実線B1、B4および7

※なおマル経貸付については、申込後、商工会議所の経営指導員が決算書などを基に経営状況・資産状況等を調査確認のうえ推薦書を作成し、月1回開催の金融審査会を経て金融公庫へ推薦されます。融資実行まで日数がかかりますので、マル経貸付ご希望の場合はお早めにご相談下さい。



ご相談・お問い合わせ **函館商工会議所 中小企業相談所**

〒040-0063 函館市若松町7-15 TEL:0138-23-1181 FAX:27-2111



(当パンフレットは令和3年1月12日改定版です)